

新三重県指定文化財

いがこうかさろんかんけいもんじょ 伊賀甲賀山論関係文書について

「伊賀甲賀山論関係文書」とは、天正元年(1573)から明治40年(1907)までの間、330年余りにわたり続いた、伊賀国上柘植村(伊賀市柘植町)と近江国和田・五反田村(滋賀県甲賀市和田・五反田)との山論(境界争い)に関する資料のうち、五反田村に伝えられていた天正元年(1573)から慶安3年(1650)までの古文書2巻9通などです。伊賀市の歴史を考えるうえで大変貴重な資料であることから、平成29年度に市の文化財に指定されました。

そして、令和元年12月の三重県文化財保護審議会への答申を受けて、令和2年2月3日に三重県の有形文化財に指定されました。(古文書の来歴を示す7点の附(つけたり)を含む)

【1. 文書群の数量と法量など】

1. 卷子1 題簽「甲賀伊賀天正証書 同慶長十一年御裁判書 天正起請文」
文書① 天正元年(1573) 甲賀郡奉行惣・伊賀奉行惣連署起請文
(前書 23.0×57.6cm、起請文 22.8×88.9cm)
文書② 慶長11年(1606) 大久保長安等連署裁許状 (17.0×99.4cm 切紙)
2. 卷子2 題簽「寛永慶安古文書 伊賀国と近江国境界の件」
文書③ 慶長11年(1606) 甲賀郡和田・五反田村書状 (27.2~27.5×133.5cm 切紙)
文書④ 寛永18年(1641) 上柘植村庄屋中一札 (27.9×37.8~38.2cm)
文書⑤ 寛永18年(1641) 和田村庄屋等起請文前書 (29.1×41.6cm)
文書⑥ 慶安3年(1650) 和田・五反田村百姓等言上状 (29.1×57.8cm)
文書⑦ 慶安3年カ(1650) 上柘植村年寄中書状 (26.3×39.6cm 折紙)
文書⑧ 慶安3年カ(1650) 上柘植村年寄中書状 (24.0×34.2~34.6cm 折紙)
文書⑨ 慶安3年カ(1650) 上柘植村年寄中書状 (26.6×38.5cm 折紙)
3. 外箱
(表書)「甲賀伊賀天正証書・慶長拾壹年御裁判書・天正起請文 外天正御裁判書并起請文写以上壹巻 寛永慶安古文書壹巻」
(裏書)「大正六年八月 西川峡陽蔵」
4. 巻物
「伊賀拾人・甲賀拾人 御裁判書 天正元年 写」
5. 封書
宛名「大津市伊勢屋町六番屋敷 西川太治郎 侍史」
差出「滋賀県甲賀郡油日村大字五反田 立川金右衛門」
(消印) 6. 8. 15カ
6. 包紙1
表面「慶長十一年裁判書 江州甲賀郡和田村所持」
裏面「立川金右衛門カ」
7. 包紙2
表面「大津市伊勢屋町六番屋敷 西川太治郎様 親折 古文書類在中
滋賀県甲賀郡油日村大字五反田 立川金右衛門」

裏面 なし

8. 包紙3

表面「慶安三年 五反田村境界所絵図 御裁判 御裏判 写式枚口」

裏面 なし

9. 包紙4

表面「甲賀伊賀天正証書 和田村蔵」

裏面 なし

【2. 文書群の概要】

指定された古文書は、2巻9通と7点の附（つかけり）です。これらの古文書は、大正6年（1917）に山論の舞台となった五反田村の立川金右衛門から大津市の西川太治郎に譲渡されました。古文書は、現在巻子に仕立てられていますが、譲渡された西川により表装されたものです。

山論で問題となったところは、上柘植村と和田・五反田村の境界で、入会地（燃料や飼料となる柴や草を複数の村が採取できる土地）となっていた山（北打山）です。

ここは、天正元年（1573）以前から上柘植村と和田・五反田村との入会地になっていましたが、天正元年7月から12月までの間、境界争いが発生し、武力衝突も起きていました。そこで、同年12月7日、伊賀と甲賀郡の各奉行10人により、北は、そろそろ峠から川、東南は和田・五反田村が設定した境界杭（傍示）より内側の山を、上柘植村と和田・五反田村双方の入会地とすることが決定されました。また、和田・五反田村は入会地で柴草を採取するかわりに、1石6斗の山手米（山野の使用料）を上柘植村に納めることになりました（文書①）。

ところが、慶長11年（1606）、上柘植村が和田・五反田村に対して入会地の山へ入ることを禁止すると主張したため、和田・五反田村が抗議し山論となりました（文書③）。この山論で幕府は、天正元年の決定のとおりとする裁定を下しました（文書②）。

その後、寛永18年（1641）（文書④・文書⑤）、慶安3年（1650）（文書⑥～文書⑨）にも境界争いが起きまし

たが、いずれも天正元年の決定内容を順守せよという裁決が出されたようです。

こうした経緯もあって、延宝6年（1678）の幕府領検地や元禄10年（1697）・天保8年（1837）の国絵図作成過程では、国境線について双方により確認が行われました（『伊賀市史』第2巻通史編近世）。

明治3年（1870）、村境を巡る山論が再燃しましたが、明治9年（1876）に岩倉具視の「太政官布告」によって決着しました（『伊賀町史』）。明治40年（1907）に当該地が官有地となった際、上柘植村を含む東柘植村と和田・五反田村を含む油日村が払下げを申請しましたが、



山論文書関係図

東柘植村が払下げを受けることになり、両村との間で、当該山林が上柘植村に属すること、それ以前の山論にかかる書類を無効とすることなどの書面が交わされ、山論に終止符が打たれました(『伊賀町史』)。

【3. 文書群の特徴】

古文書群のなかで最も注目されているのが、天正元年(1573)甲賀郡奉行惣・伊賀奉行惣連署起請文(文書①)です。この史料は、上柘植村と和田・五反田村の山論の解決を図ったものですが、2つの観点から注目されています。

一つ目は、伊賀惣国一揆との関連です。中世後期の伊賀国や甲賀郡は、地侍の連合体(伊賀惣国一揆・甲賀郡中惣)により運営されていたとされ、全国の中世史研究者から関心を集めてきました。史料の末尾に署名している「伊賀奉行十人」「甲賀郡奉行十人」は、伊賀惣国一揆・甲賀郡中惣の奉行と考えられていて、この史料は、数少ない伊賀惣国一揆の関係史料の一つと位置づけられています。

もう一つは、伊賀惣国一揆や甲賀郡中惣の「奉行」と呼ばれる代表者たちが共同して山論の解決を図っている点です。土地の境界確定は、江戸時代においては幕府や藩が持つ権限でした。この史料は、のちの公権力が有することになった権限を伊賀惣国一揆や甲賀郡中惣が有していたことを示すものとして、注目されています。

「伊賀甲賀山論関係文書」は、伊賀市の歴史だけでなく、戦国時代末期の畿内近国の村のありようを示す貴重な資料といえます。